

特定健康診査等実施計画

〔第2期〕

福井県市町村職員共済組合

平成25年3月

特定健康診査等実施計画

〔目 次〕

- 1 目的
- 2 福井県市町村職員共済組合の現況
- 3 達成目標
- 4 特定健康診査等の対象者数
- 5 特定健康診査等の実施方法
- 6 個人情報の保護
- 7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 目的

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界の中でも平均寿命が高く、高レベルの保健医療水準を達成してきた。しかしながら急速に少子高齢化が進展し、医療制度を将来にわたって持続可能な制度とすることが求められている。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら、医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減をはかることが可能となる。

このことから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても平成20年度から40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果により生活習慣を改善する必要がある者に対する特定保健指導を実施しているところである。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、計画の策定期間は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、5年ごとに5年を1期として定めるものとされており、本計画は平成25年度から平成29年度までの第2期計画を定めるものである。

2 福井県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市、町、一部事務組合等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成 23 年度末の所属所数は 42。

平成 23 年度末の組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は 9,666 人、40 歳以上 75 歳未満の組合員数は 5,601 人である。男女比は男 61.2%、女 38.8%となっている。

平成 23 年度末の被扶養者等（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は 8,739 人、40 歳以上 75 歳未満の被扶養者等数は 1,614 人である。男女比は男 14.4%、女 85.6%となっている。

特定健康診査について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は人間ドックにより行っている。

また、被扶養者等にあつては、当組合が受診券を送付して集合契約医療機関や住民健診での特定健康診査の受診、人間ドック、被扶養者の勤務先の健康診断等により行っている。

特定保健指導については、事業主健診を実施した機関、人間ドックを実施した機関または当組合が委託した機関が行っている。

3 達成目標

① 特定健康診査の実績に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率は基本的には 90%とする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

(%)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
組合員	95.9	96.3	96.6	97.0	97.4	—
被扶養者等	40.0	46.0	52.0	58.0	64.0	—
計	83.6	85.2	86.8	88.4	90.0	90.0

② 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率は基本的には 46%とする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

組合員＋被扶養者

(人、%)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
40 歳以上 対象者数	6,919	6,780	6,645	6,512	6,382	—
特定保健指導 対象者数	1,079	1,058	1,037	1,016	996	—
実施率 (%)	44.0	44.5	45.0	45.5	46.0	40.0

③ 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする。（国の基本方針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

4 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

対象者数 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員	5,396	5,288	5,182	5,079	4,977
被扶養者等	1,523	1,492	1,463	1,433	1,405

② 特定保健指導

組合員＋被扶養者 (人、%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者数	6,919	6,780	6,645	6,512	6,382
特定保健指導対象者数	1,079	1,058	1,037	1,016	996
実施率 (%)	44.0	44.5	45.0	45.5	46.0
実施者数	475	470	466	462	458

5 特定健康診査等の実施方法

① 実施場所

i 特定健康診査について

組合員については、所属所が行う事業主健診により、所属所が指定した場所で行う。人間ドック利用者は、人間ドック実施機関に出向いて受診する。

被扶養者等については、福井県保険者協議会及び地方公務員共済組合協議会による集合契約に基づく健診機関等において行う。人間ドック利用者は、人間ドック実施機関に出向いて受診する。

ii 特定保健指導について

組合員については、基本的には、事業主健診の実施を委託した機関が所属所の指定した場所で行う。人間ドック利用者は、人間ドック実施機関に出向いて受診する。ただし、人間ドック実施機関が特定保健指導を実施していない場合は、特定保健指導を行う機関に委託する。

被扶養者については、特定保健指導を行う機関に委託する。

② 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

③ 実施時期

実施時期は通年とする。

④ 契約形態（原則）

i 特定健康診査

組合員については、所属所が事業主健診の実施を委託した機関及び人間ドック実施機関が特定健康診査を行うこととなるが、特定健康診査のデータ受け渡しに係る契約のみを行う。

被扶養者等については、福井県保険者協議会及び地方公務員共済組合協議会による集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を通じて決済を行うよう措置する。

ii 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

⑤ 受診・利用方法（原則）

特定健診等対象者である被扶養者等に対しては、受診券を自宅あてに郵送する。特定健診等対象者は、受診券とともに組合員証等を健診機関に提示し、特定健診を受ける。

なお、受診等の窓口負担は求めない。

⑥ 周知や案内の方法

当共済組合の機関誌を組合員に配布、当共済組合のホームページへの掲載等により周知を図る。

また、被扶養者等に対しては、特定健康診査の実施にあたって受診券を配布することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

⑦ 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

⑧ 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。

⑨ 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

6 個人情報保護

- ① 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等
健診データを当共済組合の「特定健診・特定保健指導システム」に管理・保管する。
- ② 記録の管理に関するルール
 - i 個人情報の保護に当たっては、関係各法並びに福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程（平成17年規程第2号）を遵守する。
 - ii 当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。
 - iii 健診・保健指導データの管理責任者は、システム運営管理者とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。
 - iv 外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、当共済組合ホームページに掲載し、周知する。

8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき評価する。
また、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

9 その他

組合員の特定保健指導にあたっては、所属所のご理解、ご協力が欠かせないことから、公務に支障のないよう所属所と連携を図る。

また、他の健診との連携を図ることとし、被扶養者等へ受診券を配布するときの案内文書には、県内各市町が行うがん検診の日程及び各医療機関等におけるがん検診の受託の有無を掲載する。